

令和6年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託 仕様書

1 目的

多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けて、多様な市民の参加を促進するため、プロボノを活用した地域貢献の取組を推進することを目的とし、本事業を実施する。

運営上の課題を抱えていたり、活動のステップアップを目指す市民活動団体や町内会・自治会等と、地域貢献に関心のある人材（プロボノワーカー）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の課題解決を図ることで、地域課題の解決に多様な市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、継続的なプロボノ活動への参加に向け、参加者のネットワーク形成を行う。

2 委託期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 実施概要

- (1) 地域貢献や社会参加のきっかけを探している参加者（以下「プロボノワーカー」という。）の募集
- (2) 市内で地域課題の解決等に向けた活動を行っており、ステップアップを目指す団体（以下「団体」という。）の募集及び団体へのヒアリングの実施
- (3) プロボノによる町内会・自治会のデジタル化支援に特化したプロジェクトの企画及び実施
- (4) プロボノワーカーと団体とのマッチング及び課題解決プロジェクトの実施
- (5) プロボノの認知度向上を目的とした市民向け講演会の開催
- (6) 事例紹介等の作成
- (7) 報告書の作成
- (8) その他

4 委託内容

- (1) プロボノワーカーの募集
 - ・地域貢献に関心のある市民を対象とした説明会を開催（全4回程度）すること。説明会の内容、実施時期等については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。
※会場設営、会議進行等、当日運営を行うこと。
 - ※（2）の団体向け説明会と合同で開催することも可。
 - ・プロボノワーカーの人数は40人程度を想定。
※定数に満たない場合は、適宜、追加募集を行うこと。
 - ・チラシ等を作成（3,000部程度）し、広報を実施すること（1～2か月の広報期間を設定すること）。
※（2）の団体向け募集と合わせた内容とする可。
 - ・申込の受付、各種問合せへの対応等を行うこと。
 - ・申込のあったプロボノワーカーの属性、状況及び課題意識等の把握・管理を行うこと。
- (2) 団体の募集及び団体へのヒアリングの実施
 - ・町内会・自治会、NPO団体、市民活動団体等を対象とした説明会を開催（全2回程度）すること。説明会の内容、実施時期等については、受注者が提案し、本市と協議の上決

定すること。

※会場設営、会議進行等、当日運営を行うこと。

※（１）のプロボノワーカー向け説明会と合同で開催することも可。

- ・支援先団体数は10団体程度を想定。町内会・自治会の参加確保に努めること。
- ・チラシ等を作成（2,000部程度）し、広報を実施すること（1～2か月の広報期間を設定すること）。

※（１）のプロボノワーカー向け募集と合わせた内容とすることも可。

- ・申込の受付、各種問合せへの対応等を行うこと。
- ・各団体の要望、課題を把握するためのヒアリングを行うこと。

- (3) プロボノによる町内会・自治会のデジタル化支援に特化したプロジェクトの企画及び実施
- ・多くの町内会・自治会に共通すると思われるデジタル化に向けた課題を設定し、課題の整理及び解決に向けた支援となるプロジェクトを企画すること。課題設定、プロジェクト企画にあたっては、必要に応じて町内会・自治会へのヒアリング等を行うなどしてニーズを把握し、本市と協議の上決定すること。
 - ・プロジェクト実施にあたっては、プロボノワーカーを（１）と同時又は別途募集すること。また、支援を希望する町内会・自治会の募集を本市と連携して行い、必要に応じて説明等を行うこと。

- (4) プロボノワーカーと団体とのマッチング及び課題解決プロジェクトの実施
- プロジェクト実施に係る以下の業務を実施すること。各業務の実施方法、スケジュール等については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。

- ・参加者への周知・連絡
- ・マッチング及びプロジェクトチームの編成
- ※マッチングの方法については受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。
- ・プロジェクトチームへの事前オリエンテーション、研修会の実施
- ・プロボノワーカー及び団体が参加する顔合わせ（キックオフミーティング）の実施
- ・ボランティア保険への加入及び支払い
- ・会場設営、ファシリテート等の当日運営
- ・キックオフミーティングの内容を踏まえた具体的な支援に向けた合意調整のサポート
- ・進行状況の定期的な把握、フォロー及び事務局への状況報告
- ・振り返り会の実施

プロボノワーカー及び団体が参加する振り返り会を実施し、支援内容等に関する発表及び感想の集計・分析等を行うこと。

- (5) プロボノの認知度向上を目的とした市民向け講演会の開催
- ・事例発表や専門家の講演によるプロボノの認知度向上を目的とした市民向け講演会を開催すること。講演会の内容については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。
 - ・チラシ等を作成（3,000部程度）し、広報を実施すること（1～2か月の広報期間を設定すること）。
 - ・申込み、各種問合せ対応
 - ・会場設営、会議進行等当日運営

- (6) 事例紹介等の作成
- プロボノの実施結果を市ホームページで公表するため、活動実績をまとめた事例紹介集を作成すること。

(7) 報告書の作成

- ・プログラムに関する配布資料等、プロボノワーカー及び団体からの支援内容に関するフィードバックの集計及び分析、各種説明会、講演会等の実施結果等をまとめたものを作成すること。
- ・上記を踏まえ、市民の地域参加の促進や、団体活動支援におけるプロボノの継続的な活用等についての分析・提案を行うこと。
- ・報告書は電子データにて納品すること。

(8) その他

- ・(1)～(7)の業務を滞りなく実施するため、プロジェクト企画、実施のスケジュールを策定し、本市に提案すること。
- ・各種説明会、講演会等の企画実施において、必要な会場及び講師の手配を行うこと。また、係る会場使用料、講師謝礼等の支払いを行うこと。オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備を行うこと。
- ・各種説明会、講演会等の企画実施においては、チラシによる広報だけでなく、SNS、ローカルメディア等各種媒体を活用した広報を行うこと。

5 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報を取り扱う場合には、適正な維持管理を行わなければならない。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、本市及び受注者が協力して広報を行うものとする。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、説明会や研修会等の実施方法について十分な検討を行い対応すること。
- (4) 本契約に係る成果物の著作権、所有権等の権利は、本市に帰属するものとする。また、本市は、成果物について、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。なお、団体の課題解決に向けた各プロジェクトにおける提案書の著作権、所有権等の権利は、各団体に帰属とするか、団体の許可に基づき本市は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する。
- (5) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (6) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、本市と協議の上で決定するものとする。